

3.4 監査等委員会に機関設計変更した会社の面談結果

表4. 面談結果 監査役会→監査等委員会設置会社

面談会社	E社	F社
<p>1 面談会社の概要 事業形態 会社の沿革</p> <p>会社の分類 親会社の資本比率 連結/非連結 上場/公開</p>	<p>保険 1951年に金融関係有力各社、財界人の発起で設立。 2011年に現親会社の連結子会社になる。</p> <p>大手金融関連企業の連結子会社 50%強 連結(100%) 非公開 有価証券報告書を公表している。以前、増資時に 有価証券報告の作成要望を受け、現在も継続中。</p>	<p>リース 1978年に東証2部上場、2006年には東証1部上場。 上場当時は親会社が子会社の上場を進める方針 であった。(現在はその方針はない。)</p> <p>大手商社の持分法連結子会社 35% 連結(持分法) 上場(東証1部)</p>
<p>2 企業集団 事業形態(親会社) 親会社形態・機関設計</p> <p>子会社(企業体の孫会社)</p>	<p>金融 HD制、指名委員会等設置(従来より)</p> <p>子会社有り(監査役設置/会計監査に限定した会社)</p>	<p>商社 監査役会設置</p> <p>6社(監査役設置)</p>
<p>3 今回の機関設計変更 変更の決定 変更前 変更後 変更理由 監査役構成員の変更</p>	<p>自社で決定(親会社関与なし) 監査役会・取締役会設置会社 監査等委員会設置会社 有価証券報告書に社外要員未達の場合説明必要 変更無し(取締役+監査役)→取締役(監査等委員会) 社外取締役2名</p>	<p>自社で決定(親会社関与なし) 監査役会・取締役会設置会社 監査等委員会設置会社 今後の社外要員の確保を考慮した結果 変更なし(同左) 社外取締役3名(内、独立社外は1名)</p>
<p>4 機関設計変更によるガバナンス影響 監査活動面 内部監査部門との交流</p> <p>監査等委員会の開催 監査等委員会の内容 非常勤監査等委員との交流 内部監査、監査等委員の監査</p> <p>変更の利点</p> <p>短所</p>	<p>監査活動内容は以前と同様 以前から交流は密だが、内部監査報告を正式に 受け、指示も出来るので、監査等委員の監査業務 の効率アップが期待できるとしている。</p> <p>1回/月 以前の監査役会と同様、取締役会の日 監査役会時同様、進展報告・協議事項の審議 監査等委員会での報告が中心。 監査等委員の監査、内部監査の内容に以前と 違いはない。但し、内部監査部門の報告を詳しく聴取 出来るので両監査とのダブリを減らせる。</p> <p>監査等委員が取締役会の議決権を持つことで 他の取締役の対応が変り、議論が活発になった。 (当社は業種の関係で金融庁監査を受けるが、 当監査では取締役会の活性化を見るため、取締役会 議事録は必ず確認する。取締役会での質問の回答 は必須となり議論が深まった。 内部監査結果報告も監査等委員の監査効率アップが できる。</p> <p>監査等委員の任期2年は短すぎる。4年は必要。</p>	<p>監査活動内容は以前と同様 内部監査部門とは以前から交流は密。 今回、内部監査報告を正式に受ける様になったが、 以前より交流密に作業分担しており、変化はない。</p> <p>従来通り、1回/月の頻度で開催。 監査役会時同様、進展報告・協議事項の審議 監査等委員会での報告が中心。 両監査の内容に大きな変更はない。 内容:各拠点を内部監査部門と共に巡回している。</p> <p>重点監査項目、売掛金回収、資産管理、棚卸、 各案件の採算性、作業安全、労務管理等</p> <p>スタートしたばかりなので、判断は未だ早い。 監査等委員が取締役会で議決権を持ち 今のところ良好と考えるが、関連雑誌等では 賛成した事案を監査することに対する問題の指摘 もあり、今後検討が必要。 また、会社法上は取締役決議で代表取締役に かなりの執行権を与える事が可能だが、社長交代直後 でもあり、現時点ではすべて取締役会決議としている。</p> <p>監査等委員の任期2年は短すぎる。4年は必要。 会社法上、常勤なしとしても問題ないが、事実上、 作業内容から常勤は必須と考える。</p>
<p>5 企業体としてのガバナンス 親会社からの内部監査</p> <p>親会社監査役監査</p> <p>企業体の監査役/監査等委員の交流</p> <p>勉強会</p>	<p>親会社の監査は特に無し。親会社はHD制で、グループ ガバナンス部門と法務、総務、企画、人事部を持つが 当社の独立性が高い為か当監査の対象外。 なし</p> <p>なし。定例で一堂にグループ会社が集まることはない。 親会社監査役会には監査等委員会での決議内容を 報告するが、指示は無い。 なし</p>	<p>特になし(親会社には100名規模の内部監査部門 があるが、当社が上場会社より対象外。)</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>
<p>6 感想</p>	<p>当社は、企業集団の子会社ではあるが、子会社としては 独立性の気運が高い。 また、業種の関係で金融庁監査等もあり、厳しい ガバナンスが求められる状況下で、今回の機関設計変更は 取締役の態度が向上し、効果的に働いた。 監査等委員会の設置は、効果的に機能していると思われる。</p>	<p>当社は上場会社であり、実質的には独立会社と思われる。 その為か、親会社の豊富な内部監査部門を利用できず、 乏しい自社人材で対応しなければならないが、 特に問題視はしていない様子。むしろ、余分な監査 で時間を費やすより、重点的確認で効率を上げることを 志向している模様。 全体的なガバナンスに関しては、スタートしたばかりなので、 今後の進展確認が必要と思われる。</p>